



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *58 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (情報政策課)
- 告示
 - 538 自動車税に係る徴収金の収納の事務の委託(税務課)
 - 539 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 540 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 541 " (")
 - 542 生活保護法による医療機関の指定 (")
 - 543 " (")
 - 544 " (")
 - 545 " (")
 - 546 " (")
 - 547 " (")
 - 548 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の辞退 (障害福祉課)
 - 549 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (")
 - 550 " (")
 - 551 " (")
 - 552 " (")
 - 553 " (")
 - 554 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による業務を行う者の指定 (雇用推進課)
 - 555 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
 - 556 " (")
 - 557 " (")
 - 558 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
 - 559 基本測量の終了 (技術調査課)
 - 560 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 561 " (")
 - 562 港湾施設の概要 (管理整備課)
 - 563 平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納金融機関等の名称及び事務取扱店舗等)の一部改正 (出納室)
 - 564 随意契約の相手方の決定 (総務事務集中課)
 - 565 平成19年度和歌山県議会における速記等の委託業務

に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (県議会事務局)

- 海区漁業調整委員会告示
 - *1 和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程の一部改正
- 内水面漁場管理委員会告示
 - *2 和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理規程の一部を改正する規程
- 公告
 - 入札公告 (教育委員会)
 - " (県議会事務局)
- 監査公表
 - 監査公表第23号
 - 監査公表第24号
 - 監査公表第25号
- 諸報
 - 拾得物件公告 (和歌山県田辺警察署)
 - " (和歌山県岩出警察署)
 - " (和歌山県湯浅警察署)
- 正誤
 - 平成18年3月24日付け和歌山県報号外(3)和歌山県規則第21号中
 - 平成19年3月6日付け和歌山県報第1839号和歌山県告示第233号中

規 則

和歌山県規則第58号
和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成19年4月13日
和歌山県知事 仁坂吉伸
和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。
第3条中「規定」を「規定による書面等」に改める。
別表和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)の項の次に次のように加える。

食品衛生法施行条例施行規則
(平成12年和歌山県規則第31号)

第5条第1項、第6条、第7条第1項、第8条第1項第1号、第9条第1項、第10条第1項及び第2項、第13条並びに第14条第1項

附 則

- この規則は、平成19年5月1日から施行する。
- 食品衛生法施行条例施行規則(平成12年和歌山県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「添付」を「返還」に改める。

第7条第2項中「届出書に」を「届出書を提出する場合」に、「添付」を「返還」に改める。

第8条第2項中「届出書に」を「届出書を提出する場合」に、「添付」を「返還」に改める。

第9条第2項中「届出書には」を「届出に併せて」に、「添付」を「返還」に改める。

第10条第2項中「届出書に」を「届出書を提出する場合」に、「添付」を「提出」に改める。

第14条第2項中「書類」の次に「(以下「証明書類」という。)」を加え、「前項の届出書」を「同項の届出書」に改め、同項にただし書として次のように加える。

ただし、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年和歌山県条例第50号)第3項第1項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う場合は、前項の届出に併せて証明書類の写しを提出するものとする。

告 示

和歌山県告示第538号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき、和歌山県県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第6条第2項の規定に基づく自動車税に係る徴収金の収納の事務を、平成19年4月16日から次の者に委託する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町一番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋四丁目26番10号
株式会社ローソン	大阪府吹田市豊津町9番1号

和歌山県告示第539号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の

規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年5月27日まで縦覧に供する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 申請年月日
平成19年3月27日
- 名称
特定非営利活動法人サン・エフサポート日高
- 代表者の氏名
中西克治
- 主たる事務所の所在地
御坊市湯川町富安1872番地の1
- 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県及び近隣府県の市民、及び団体に対し、福祉に関する事業を行い、もって保健、医療又は福祉の増進を図る活動の推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第540号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
海南薬 6-4	下津薬局	海南市下津町下津782	平成 19.3.11

和歌山県告示第541号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
海南薬 13-9	新町調剤薬局	海南市日方1271-65	平成 19.3.31

和歌山県告示第542号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
海南訪 13-18	有限会社ライフパートナ ー	海南市小野田1620-101	ライフパートナー	海南市小野田1620-101	平成 19.3.2

和歌山県告示第543号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
海南薬 30-18	下津薬局	海南市下津町下津3066	平成 19.3.12

和歌山県告示第544号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋歯 30-19	小柳歯科クリニッ ク	橋本市岸上563-1	平成 19.4.1

和歌山県告示第545号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
海南薬 31-19	新町調剤薬局	海南市日方1272-51 新町ビル1F	平成 19.4.1

和歌山県告示第546号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
海南薬 32-19	七山調剤薬局	海南市七山354-1	平成 19.4.3

和歌山県告示第547号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
海南医 102-19	しおたにクリニッ ク	海南市七山350	平成 19.4.3

和歌山県告示第548号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)において、同法第65条の規定により次のとおり指定の辞退があったので、同法第69条第3号に基づき公示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏 名又は訪問看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
独立行政法人国立病 院機構南和歌山医療 センター	田辺市たきない町27番1号	腎臓に関する医療	小村隆洋	平成 19.3.1

和歌山県告示第549号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示す

る。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏 名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日

医療法人健佑会	東牟婁郡串本町有田499-1	訪問看護	健佑訪問看護ステーション 東牟婁郡串本町串本2383番地	平成 19.4.1
---------	----------------	------	---------------------------------	--------------

和歌山県告示第550号
 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示す

る。
 平成19年4月13日
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
医療法人南労会紀和クリニック	橋本市神野々1103	腎臓に関する医療	居平典久	平成 19.4.1

和歌山県告示第551号
 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。
 平成19年4月13日
 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
こがね薬局	紀の川市貴志川町国主42-6	—	嶋本紀久代	平成 19.4.1
銀明堂薬局ねごろ支店	岩出市根来15	—	松井直子	平成 19.4.1
銀明堂薬局打田国道店	紀の川市上野77-3	—	鐵本友香	平成 19.4.1
銀明堂薬局打田支店	紀の川市上野14-7	—	立花ひとみ	平成 19.4.1
有限会社新宮薬剤師会会営薬局	新宮市蜂伏14番19号	—	山本啓二	平成 19.4.1
アリダ薬局箕島店	有田市箕島721-1 松源箕島店内	—	江川通夫	平成 19.4.1
アリダ薬局湯浅店	有田郡湯浅町湯浅905の3	—	江川聡	平成 19.4.1
アリダ薬局	有田市辻堂626	—	江川かよ子	平成 19.4.1
サハラ薬局	有田市箕島93-4	—	采女博子	平成 19.4.1
センター薬局	海南市名高536-23 センタープラザビル1階	—	三田常夫	平成 19.4.1
合資会社玉清丹薬局	橋本市橋本2丁目2番17号	—	村木重彦	平成 19.4.1
ぱーぱす薬局	橋本市市脇1丁目5番1号	—	村木牧子	平成 19.4.1
薬局ボン・サンテ	橋本市三石台1丁目3番1	—	前川眞智子	平成 19.4.1
城山台薬局	橋本市城山台2丁目11番6	—	梅井幸子	平成 19.4.1
玉清丹調剤薬局	橋本市小峰台2丁目12番41	—	中島まきえ	平成 19.4.1
岩出メディカルタウン調剤薬局	岩出市吉田411の1	—	黒川吉代	平成 19.4.1
エイ・ディー薬局東国分店	紀の川市東国分407-5	—	藤本陽子	平成 19.4.1
粉河本町薬局	紀の川市粉河2184	—	宮脇雄三	平成 19.4.1

貴船薬局天満店	東牟婁郡那智勝浦町天満下奥地道1595-20	-	大江京子	平成19.4.1
加治薬局天満店	東牟婁郡那智勝浦町天満703-3	-	佐藤全子	平成19.4.1
ツジムラ薬局	海南市名高428-13	-	辻村悦子	平成19.4.1
順敬堂薬局	伊都郡高野町高野山723	-	平田晃生	平成19.4.1
有限会社ヤマモト薬局	海南市名高537-9	-	東海知明	平成19.4.1
スマイル海南駅前調剤薬局	海南市名高555-7	-	山崎靖代	平成19.4.1
北野上薬局	海南市原野323-1	-	宗留美子	平成19.4.1
まるこ薬局	海南市大野中470-4	-	菅谷修児	平成19.4.1
ヒラオ薬局	有田郡有田川町金屋722-1	-	平尾泰宏	平成19.4.1
駅前薬局	橋本市古佐田1-6-10	-	土井暁子	平成19.4.1
かもめ薬局	有田郡湯浅町湯浅2799 住山ビル1F	-	井上哲夫	平成19.4.1
銀明堂薬局岩出支店	岩出市南大池206-2	-	神田禮子	平成19.4.1
喜多芳雲堂薬局	御坊市御坊240番地	-	喜多英隆	平成19.4.1
オージョイフル新宮薬局	新宮市下田2丁目2番18号	-	松村貴代	平成19.4.1

和歌山県告示第552号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
国保日高総合病院	御坊市藪116番地の2	眼科に関する医療	〆崎充生	平成19.4.1
		腎臓に関する医療	戎直志	
新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18番7号	整形外科に関する医療	橋爪洋	平成19.4.1
		心臓脈管外科に関する医療	水元亨	
		腎臓に関する医療	上村元洋	
独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	田辺市たきない町27番1号	脳神経外科に関する医療	中井國雄	平成19.4.1
		整形外科に関する医療	峠康	
		免疫に関する医療	秋山裕由	
		心臓脈管外科に関する医療	林弘樹	
国保古座川病院	東牟婁郡串本町古座1035	腎臓に関する医療	坂東憲生	平成19.4.1

医療法人要外科内科 医院	新宮市井の沢9番10号	腎臓に関する医療	要明雄	平成 19.4.1
医療法人裕紫会中紀 クリニック	御坊市藤田町吉田324-1	腎臓に関する医療	山岡慶之	平成 19.4.1

和歌山県告示第553号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
医療法人黎明会	御坊市湯川町財部728-4	訪問看護	訪問看護ステーションキタデ 御坊市湯川町財部733-1	平成 19.4.1
古座川病院訪問看護 ステーション	東牟婁郡串本町古座1035	訪問看護	古座川病院訪問看護ステーション 東牟婁郡串本町古座1035	平成 19.4.1

和歌山県告示第554号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者を次のとおり指定した。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 氏名 社会福祉法人 和歌山県福祉事業団
- 2 住所 和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456-1
- 3 事務所の名称 東牟婁圏域障害者就業・生活支援センター
あーち
- 4 事務所の所在地 和歌山県新宮市春日3-4
- 5 指定地域 新宮市、那智勝浦町、古座川町、串本町、北山村、太地町
- 6 指定年月日 平成19年3月23日

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第556号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字初湯川字西峯1531、1533、1534、1537から1539まで、1542、1550の2、1551の2、2217の1、2218、2219の1、2219の2、2220から2222まで、字小串2216
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第555号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字寒川字中村2553の3、2553の4、2553の7、2555から2557まで、2557の2、2558、2558の2、2559、2559の2、2560
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

和歌山県告示第557号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定で

ある旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林子定森林の所在場所 新宮市熊野川町篠尾字鬱木尾1124の1、1125、1126の1から1126の3まで、熊野川町九重字鬱木尾1731の2、1732、1733の1、1733の2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第558号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 日時 平成19年4月24日(火)午前10時から

2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30

水産会館 地階 中会議室

3 被聴聞者

(1) 氏名 奥田芳弘

(2) 住所 海南市下津町大崎951

(3) 漁業許可 小型機船底びき網漁業

(4) 許可番号 ワカ小型第361号

(5) 許可船舶 漁船蛭子丸(WK2-2720)

和歌山県告示第559号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通

日高港港湾施設

種類	名称	位置	数量
緑地	浜ノ瀬緑地	日高郡美浜町浜ノ瀬	8,000平方メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県土整備部港湾空港振興局管理整備課及び日高振興局建設部に備え付ける。

知があったので、次のとおり公示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 基本測量(ジオイド測量)

2 作業期間 平成18年10月23日から平成19年3月16日まで

3 作業地域 田辺市

和歌山県告示第560号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2920	岩出市曾屋字白才415番の一部、416番の一部	紀の川市粉河1524番地 森田敏夫	平成 19.3.29	6.25 ~ 6.39	86.33

和歌山県告示第561号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2930	西牟婁郡上富田町朝来字沖之芝810番地1の一部、811番地1の一部、812番地1の一部、水路・里道敷一部	田辺市湊1580番地 株式会社セイバク 代表取締役 羽山成一	平成 19.3.30	4.00 ~ 7.00	106.62

和歌山県告示第562号

県が管理する港湾施設を、港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第563号

平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代

理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等)の一部を次のように改正し、平成19年4月16日から施行する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

日本郵政公社近畿支社
(和歌山県税条例(昭和25年条例第37号)第3条に規定する県税の収納に限る。)

3収納代理金融機関の表中

大阪貯金事務センター
(和歌山県税条例(昭和25年条例第37号)第3条に規定する県税の収納に限る。)

和歌山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県に所在するすべての郵便局(ただし、自動払込みの方法によるものについては日本国内に所在するすべての郵便局)同上

日本郵政公社
(和歌山県税条例(昭和25年条例第37号)第3条に規定する県税の収納に限る。)

を

和25年条
定する県

和歌山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県に所在するすべての郵便局(ただし、自動払込みの方法による和歌山県公金の収納事務及びマルチペイメントネットワークの方法による和歌山県公金の収納事務については日本国内に所在するすべての郵便局)

に改める。

和歌山県告示第564号

「県民の友」印刷業務の請負契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
平成19年度「県民の友」印刷業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県出納局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社第一製版印刷
和歌山市西浜1660-421
- 5 随意契約に係る契約金額
37,044,000円(うち消費税及び地方消費税の額1,764,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号による随意契約

和歌山県告示第565号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成19年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調達業務
平成19年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務
- 2 資格審査申請書類及びその配付方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県市町村民税)
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - コ 次の(ア)及び(イ)に該当することが確認できる書類
 - (ア) 1級速記者を有していること。

(イ) 過去2か年以内に2回以上にわたり、普通地方公共団体の議会における速記及び反訳業務を受託し、遺漏なく遂行した実績があること。

(2) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年4月13日(金)から平成19年4月18日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配付を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年4月27日(金)までの間に和歌山県議会事務局総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県議会第3委員会室

(2) 日時

平成19年4月18日(水)午前10時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成19年4月13日(金)から平成19年4月27日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配付の場所

和歌山県議会事務局総務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3560

(ファクシミリ番号 073-441-3559)

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成19年4月13日現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 次の(ア)及び(イ)に該当する者であること。

(ア) 1級速記者を有していること。

(イ) 過去2か年以内に2回以上にわたり、普通地方公共団体の議会における速記及び反訳業務を受託し、遺

漏なく遂行した実績があること。

(5) 国税、県税及び市町村税を滞納していないものであること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年5月9日(水)までに通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対しその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成19年5月7日(月)までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年5月8日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

海区漁業調整委員会告示

和歌山海区漁業調整委員会告示第1号

和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月13日

和歌山海区漁業調整委員会会長 吉原富一

和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程(平成17年和歌山海区漁業調整委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成17年和歌山県規則第28号」の次に「。以下「利用に関する規則」という。」を加え、本則に後段として次のように加える。

この場合において、利用に関する規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定」とあるのは、「和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)第15条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第2号

和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等にお

る情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月13日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 奥野 恒太郎

和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程

和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程（平成17年和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成17年和歌山県規則第28号」の次に「。以下「利用に関する規則」という。」を加え、本則に後段として次のように加える。

この場合において、利用に関する規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定」とあるのは、「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）第15条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

公 告

入 札 公 告

平成19年度和歌山県立学校自家用電気工作物保安管理業務委託について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成19年度

(2) 業務の名称

ア 和歌山県立橋本高等学校等自家用電気工作物保安管理業務

イ 和歌山県立粉河高等学校等自家用電気工作物保安管理業務

ウ 和歌山県立和歌山西高等学校等自家用電気工作物保安管理業務

エ 和歌山県立海南高等学校等自家用電気工作物保安管理業務

オ 和歌山県立箕島高等学校等自家用電気工作物保安管理業務

カ 和歌山県立日高高等学校等自家用電気工作物保安管理業務

キ 和歌山県立南部高等学校龍神分校等自家用電気工作物保安管理業務

ク 和歌山県立串本高等学校等自家用電気工作物保安管理業務

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 委託業務期間

平成19年5月1日（火）から平成20年3月31日（月）まで

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第336号に規定する和歌山県立学校自家用電気工作物保安管理業務委託入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課施設整備室（以下「施設整備室」という。）

電話番号 073-441-3644（直通）

ファクシミリ番号 073-432-4517

(2) 期間

平成19年4月13日（金）から平成19年4月19日（木）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 上記の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成19年4月16日（月）から平成19年4月20日（金）までの間に施設整備室に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

(ア) 1の(2)のアからエまでの業務

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館409号室

(イ) 1の(2)のオからクまでの業務

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館408号室

イ 入札日時

(ア) 1の(2)のアからエまでの業務については、平成19年4月23日（月）午前9時30分から、1の(2)のアからエまで順次行う。

(イ) 1の(2)のオからクまでの業務については、平成19年4月24日(火)午前9時30分から、1の(2)のオからクまで順次行う。

ウ 開札場所
アに同じ。

エ 開札日時
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

6 入札方法
5に定める日時及び場所に入札書を持参することとする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き、契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項
(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。
なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目
(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課又は施設整備室の職員が立ち会うものとする。
(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課又は施設整備室の職員にくじを引かせるものとする。
(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

11 契約書の要否
要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の要否
否

13 その他
この入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1) 名称
和歌山県教育庁教育総務局総務課施設整備室
(2) 所在地
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県庁南別館6階
電話番号 073-441-3644(直通)
ファクシミリ番号 073-432-4517

入札公告

平成19年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項
(1) 事業年度
平成19年度
(2) 調達業務の名称及び数量
平成19年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務 一式

(3) 調達業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成19年和歌山県告示第565号に規定する平成19年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県議会事務局総務課
- (2) 日時
平成19年4月13日(金)から平成19年4月18日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び日時等
- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 場所
3の(1)に同じ。
- イ 日時
3の(2)に同じ。
- (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年4月27日(金)までの間に和歌山県議会事務局総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県議会第3委員会室
- (2) 日時
平成19年4月18日(水)午前10時から
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県議会第3委員会室
- イ 入札日時
平成19年5月9日(水)午前11時から
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。
- (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通

知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成19年5月9日(水)午前9時30分までに和歌山県議会事務局総務課へ必着するように行わなければならない。
- 7 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項
和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第87条第2号の規定により入札保証金についてはこれを免除する。
- 9 契約保証金に関する事項
財務規則第93条第3号の規定により契約保証金については、これを免除する。
- 10 入札の無効
本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。
なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。
- 11 入札執行方法の細目
- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県議会事務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県議会事務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合

において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否
要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県議会事務局総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3560

(ファクシミリ番号 073-441-3559)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成19年3月8日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年4月13日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 門 三 佐 博

和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
財団法人和歌山県文化財センター	平成19年3月8日
財団法人和歌山県文化財保護協会	"
社団法人和歌山県私立学校教職員退職金 社団	"
学校法人野崎幼稚園	"
学校法人松江幼稚園	"
和歌山県職業能力開発協会	"
職業訓練法人和歌山技能訓練協会	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成19年3月9日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年4月13日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 門 三 佐 博

和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
社団法人わかやま森林と緑の公社	平成19年3月9日
財団法人わかやま産業振興財団	"
財団法人和歌山県スポーツ振興財団	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

社団法人わかやま森林と緑の公社

造林事業の事業費の財源は、その大部分が農林漁業金融公庫及び県からの借入金であり、平成17年度末の借入金残高は、約142億8千万円となっている。また造林事業は伐期まで長期間にわたるため今後も多額の借入金が必要となる。

一方、近年木材価格は下落傾向にあり、現時点で伐採開始時の木材価格を予測するのは難しいが、木材の売却収入に悪影響を来すことが想定される。

借入金の抜本的な縮減策を検討されたい。

財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与資金の未収金については、約1,642万円を回収し、約2,924万円を償却処分した結果、平成17年度末現在で約2億5,900万円となり、前年度末に比べ約3,893万円減少しているが、なお多額の未収金が存在する。

今後、引き続き「未収貸与料債権管理規程」に基づき、未収金の回収等について積極的に取り組まされたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第25号

平成19年2月1日付け監査報告第27号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成19年4月13日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 門 三佐博
和歌山県監査委員 小 原 泰

- 1 監査対象機関名 和歌山県土地開発公社
- 2 監査実施年月日 平成19年1月29日
- 3 監査の結果
 - (1) 土地開発公社の保有する土地のうち、紀泉台、長山及び蜂伏については住宅の分譲地として、また北勢田ハイテクパークについては企業団地として売却されつつある。しかし、残りの区画について、売却が困難なところもあるが、今後とも、その売却に努力されたい。特に新宮蜂伏団地については住環境がよいことから、都会からの田舎暮らしを対象に、関係機関と連携してPRを積極的に行い販売促進に努められたい。
また、古座上野山団地及び紀泉台西部等の完成土地等については、現状では売却等の具体的な動きがないが、今後早期処分に努められたい。
 - (2) 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが早期移管に向け引き続き努力されたい。
- 4 監査の結果に基づき講じた措置
 - (1) 住環境の良い蜂伏をはじめ、紀泉台や長山も含めた各住宅団地の分譲については、関係機関と連携し、PR活動を行うなど積極的な販売活動を行うことにより早期売却を目指すように、また、北勢田ハイテクパークの企業団地の分譲については、県商工労働部と緊密に連携し、売却促進を図るようにそれぞれ指導してまいります。
また、その他の保有土地についても、早期処分に努めるように指導してまいります。
 - (2) 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引き続き、その早期移管を図るように指導してまいります。
- 1 監査対象機関名 和歌山県住宅供給公社
- 2 監査実施年月日 平成19年1月29日
- 3 監査の結果
 - (1) 平成17年度における分譲住宅等の販売実績は、厳しい経済情勢を反映しながらも、種々努力の結果、計6区画を販売し、残数が51区画となっている。
今後とも、分譲住宅等の販売促進に一層努められたい。
 - (2) 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが早期移管に向け引き続き努力されたい。
 - (3) 県営住宅等の管理において、県営住宅使用料の平成17年度末の収入未済額は、約1億6,075万円で、前年度に比べ約222万円減少している。
今後とも、県住宅環境課及び委託管理人(3名)と連

携し、未収金の減少に努力するとともに、新たな未納者の発生防止に一層努力されたい。

- 4 監査の結果に基づき講じた措置
 - (1) 分譲宅地の販売促進については、価格や販売手法の見直し等を行い、残区画の早期完売に努めるよう指導してまいります。
 - (2) 道路敷等の公共施設の移管については、毎年実施している監事監査等の場において指導してきたところですが、引き続き、早期に移管できるよう指導してまいります。
 - (3) 県営住宅等の未収金については、県営住宅管理担当者会議並びに県住宅供給公社、県住宅環境課及び委託管理人による打合せ会議等を通じ組織的に取り組むことで、一層適切な債権管理に努めるとともに、新たな滞納者の発生を防止するための早期対応等についても指導を強化しております。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年4月13日

和歌山県田辺警察署長 中 村 佳 澄

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金100,000円 (裸金)	平成 18年8月20日	田辺市稲成町 (路上)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年4月13日

和歌山県岩出警察署長 三 原 秀 隆

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金190,000円 (封筒に在中)	平成 19年3月15日	岩出市清水 (施設内)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年4月13日

和歌山県湯浅警察署長 山 下 晃 司

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金238,000円 (財布に在中)	平成 19年3月17日	有田川町天満 (駐車場内)

正 誤

正 誤

平成18年3月24日付け和歌山県報号外(3)和歌山県規則

第21号中

1	25
2	26
3	27
4	28
5	29

は誤りにつき、

1	37
2	38
3	39
4	40
5	41

5	29
6	30
7	31
8	32
9	33

に、

は誤りにつき、

5	41
6	42
7	43
8	44
9	45

に、

9	33
10	34
11	35
12	36
13	37

は誤りにつき、

9	45
10	46
11	47
12	48
13	49

に、

13	37
14	38
15	39
16	40
17	41

は誤りにつき、

13	49
14	50
15	51
16	52
17	53

に、

17	
18	
19	
20	
21	

つき、

41	
----	--

17	53
----	----

21	45
----	----

42	
43	
44	
45	

は誤りにつき、

18	54
19	55
20	56
21	57

に、

22	46
23	47
24	48
25	49

は誤りにつき、

21	57
22	58
23	59
24	60
25	61

に、

25	49
26	50
27	51
28	52
29	53

は誤りにつき、

25	61
26	62
27	63
28	64
29	65

に、

29	53
30	54
31	55
32	56
33	57

は誤

りにつき、

29	65
30	66
31	67
32	68
33	69

に、

33	57
34	58
35	59
36	60
37	61

は誤りに

つき、

33	69
34	70
35	71
36	72
37	73

に、

37	61
38	62
39	63
40	64
41	65

は誤りに

つき、	37	73	に、	41	65	は誤りにつき、
	38	74		41	66	
	39	75		42	67	
	40	76		42	68	
	41	77		43	69	

に、	41	77	は誤りにつき、	43	69	43	
	41	78		43	70		43
	42	79		44	71		44
	42	80		44	72		44
	43	81		45	73		45

に、	81	は誤りにつき、	45	73	45	85		
	82		45	74			45	86
	83		45	75			45	87
	84		46	76			46	88
	85		46	77			46	89

に、	46	77	は誤りにつき、	46	89	に、
	46	78		46	90	
	47	79		47	91	
	47	80		47	92	
	47	81		47	93	

は誤りにつき、	47	81	に、	47	93	49	
	48	82		48	94		49
	48	83		48	95		49
	48	84		48	96		49

49	85	49	97	50
----	----	----	----	----

は誤りにつき、	85	に、	49	97	は誤り		
	86		49	98		50	89
	87		49	99		50	90
	88		49	100		50	91
	89		49	101		50	92

は誤りにつき、	50	101	に、	51	93	は誤り
	50	102		51	93	
	50	103		51	93	
	50	104		51	93	
	51	105		52	93	

につき、	51	105	に訂正する。
	51	105	
	51	105	
	51	105	
	52	105	

正 誤

平成19年3月6日付け和歌山県報第1839号和歌山県告示第233号中

大字高野山字杉ノ尾	6番の一部
-----------	-------

は誤りにつき、	大字高野山字北嶽	4番2
---------	----------	-----

	に訂正する。
--	--------